# 『給水装置工事設計施行基準・解説』 一部改正のお知らせ

令和4年10月1日より、「給水装置工事設計施行基準・解説」を次のとおり一部改正します。

# 【主な改正内容】

#### 1 指定範囲における材料の選定について

給水装置工事における口径 50mm の指定材料について、ステンレス鋼鋼管と S 50 形ダクタイル鋳鉄管の選定条件を整理しました。

#### 

口径 50mmの布設例

#### 2 給水装置工事の申込み・申請等について

神奈川県県営上水道条例施行規程の改正に伴い、設計図様式を追加しました。また、給水装置工事申込書・給水装置工事施行承認申請書(第 13 号様式)への記載方法(別紙参照)及び設計図の作成方法を併せて変更しました。

### 3 施行承認後の手続き及び工事写真について

施行承認後における連絡分岐の届出、完成検査の予約、工事写真の提出等について、給水装置 工事サポートシステムの運用に併せた内容に見直しました。

## 4 S50 形ダクタイル鋳鉄管の配管について

給水装置工事におけるS50形ダクタイル鋳鉄管の設計及び施工について、整理しました。

#### 5 その他

水道メーターより下流側の撤去管に係る設計図の作成方法を見直しました。

#### 【谪用日】

令和4年10月1日以降の申込み分からとします。

#### 【HP掲載】

その他の詳細については、給水装置工事設計施行基準・解説を「県営水道ホームページ」から 閲覧、またはダウンロードしてご確認ください。



神奈川県 給水装置工事 基準 🔍

Click

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yn3/guide/p312426.html